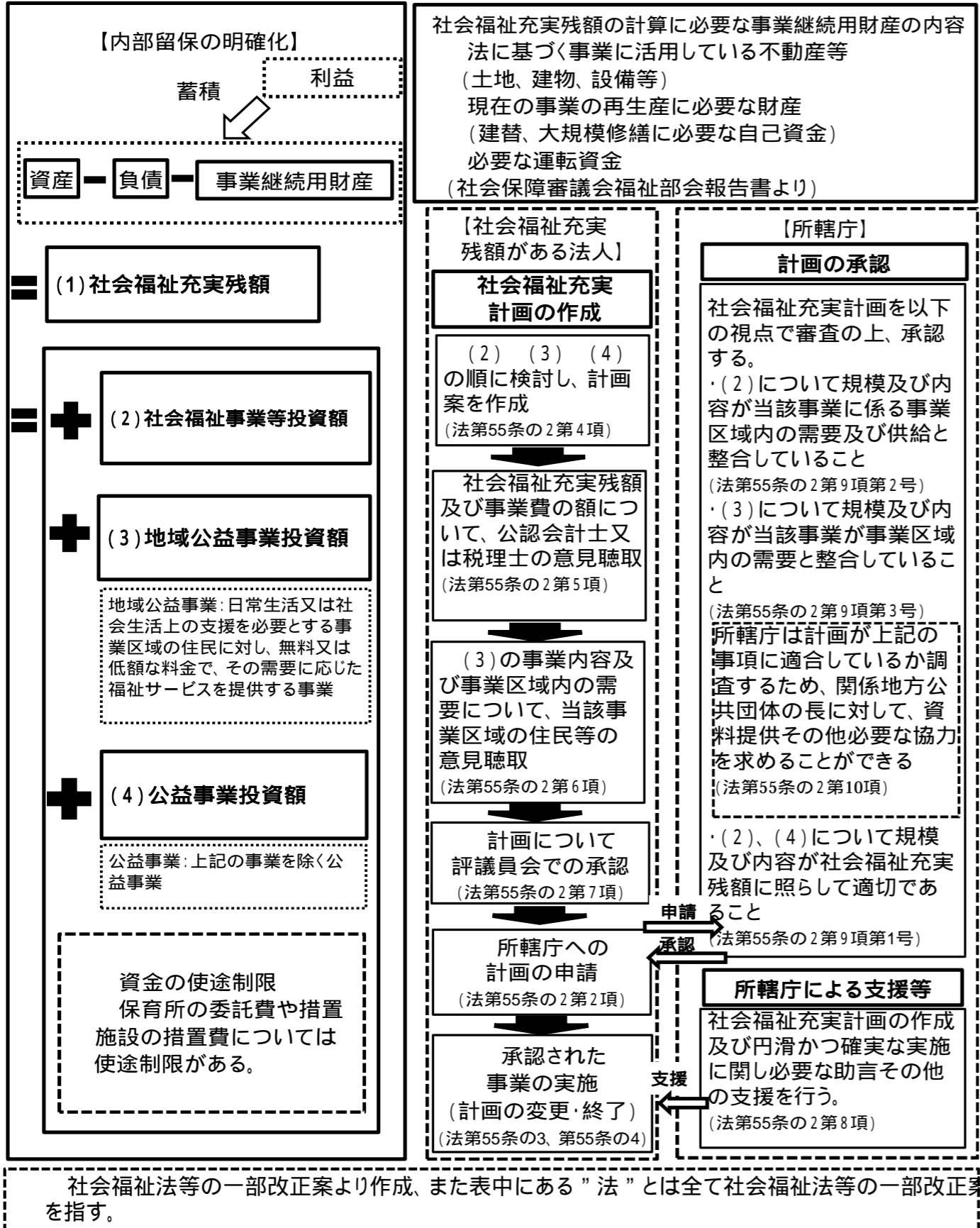


1 社会福祉充実計画の概要



2 社会福祉充実計画の策定等に関する主な論点

論点

各社会福祉法人の実情に応じた配慮

・社会福祉法人が運営する事業や法人の状況は様々である。特別養護老人ホームや保育所など、事業の内容や事業規模によって必要とする建替・修繕経費や運転資金等は異なるため、事業継続用財産の計算等にあたっては、実施する事業の内容を考慮する必要がある。
その場合に複数の異なる事業を運営する法人においては、事業継続用財産の計算等が複雑になる。

・社会福祉法人の事業収入形態は介護報酬や措置費など様々であるが、措置費や保育所委託費等には用途制限がある。

参考 都内社会福祉法人の現状

(経営する事業)			(総資産額)		
事業区分	法人数	割合	金額区分	法人数	割合
介護のみ	130	15.0%	50億円以上	63	7.3%
障害のみ	159	18.3%	40億円以上 50億円未満	27	3.1%
保育のみ	336	38.8%	30億円以上 40億円未満	40	4.6%
措置施設のみ	14	1.6%	20億円以上 30億円未満	88	10.1%
複数事業	204	23.5%	10億円以上 20億円未満	140	16.1%
その他	24	2.8%	1億円以上 10億円未満	474	54.7%
			1億円未満	35	4.0%
合計	867	100.0%	合計	867	100.0%

平成25年度決算に基づき都が実施した財務分析結果。厚生労働省所轄法人等を除く。

所轄庁による地域ニーズの把握

・社会福祉充実計画の承認にあたっては、所轄庁が事業と地域ニーズとの整合性を確認するための仕組みを地域の実情に応じて構築する必要がある。

・地域の課題解決のために、区市町村がこれまで以上に社会福祉法人を活用していくことも必要となる。

・都が所轄庁となる、複数の区市で事業展開する法人が作成する社会福祉充実計画の承認にあたっては、当該法人が運営する各事業所が所在する区市の地域ニーズとの整合性について、都が把握する必要がある(国所轄法人も同様)。